



平成19年度から認定農業者を基本とした経営安定対策となります

国では、平成19年度以降の肉用牛肥育経営安定対策事業（マルキン事業）及び肥育豚価格差補てん金交付事業の加入要件を、「認定農業者」を基本とすることになりました。

○肉用牛肥育経営安定対策事業（マルキン事業）

○肥育豚価格差補てん金交付事業（地域肉豚基金造成事業）

目的 ・牛枝肉価格や豚肉価格が低落した場合に、生産者に補てん金を交付することで、肉用牛肥育経営や養豚経営の安定を図る。

効果 ・国内BSE発生による枝肉価格の下落等の際し、セーフティーネット措置として、肉用牛肥育経営・養豚経営の安定に寄与。

対象者 ・肥育牛経営及び養豚経営では、構造改革が相当程度進んでいるところ。
・認定農業者を基本とし、認定農業者に準ずる者を特認の形で個別に認定する。

○事業加入対象者

「認定農業者」

「認定農業者に準ずる者を特認の形で個別に認定」

特認の基本的考え方

- ① 「担い手育成計画」等を有する生産組織に属していること。
- ② 個別経営体の「経営向上計画」を有していること。
- ③ 生産組織の「担い手育成計画」が個別の「経営向上計画」の積み上げになっており、両計画の実践を通じ、着実に担い手が育成・確保されることが見込まれること。

1 認定農業者の認定率の向上について

国が公表した「食料・農業・農村基本計画」「酪農および肉用牛生産の近代化に関する基本方針」「養豚問題懇談会報告書」では、畜産の担い手の基本を認定農業者としています。

県も「酪農及び肉用牛生産近代化計画」で担い手に施策を集中することとしており、畜産経営の認定農業者の認定率の向上を推進しています。

本会が実施している両事業とも、今年度をもって契約期間（業務対象年間）が終了することから、平成19年1月以降に、新たな加入契約の取りまとめに入ります。それまでにできるだけ認定農業者となることが求められています。

今後の畜産経営の安定を図るには、認定率の向上が緊急の課題となっております。

○事業加入者と認定農業者数

事業別	契約者数 ①	認定農業者数 ②	②/①×100
肥育牛マルキン事業	168戸	66戸	39%
肥育豚補てん金事業	128	84	66

(平成18年2月1日現在)

2 認定率向上に向けた対応

(1) 現在、認定農業者ではないが認定条件を具備している生産者の方は、早急に認定申請（経営改善計画の作成）を市町村長に行ってください。

また、5年間の認定期間が満了となる生産者の方は、継続申請を行うようにして下さい。

(2) JA等担当者は、管内の両事業加入生産者の実態を把握いただき、できるだけ早期に認定申請ができるよう併せて指導願います。

3 その他

肉用子牛生産者補給金制度は、従来どおり肉用子牛の生産者であれば誰でも加入することができます。